県立大学等公立大学法人化検討委員会報告書

「県立大学等の在り方と法人化について」

平成17年1月

県立大学等公立大学法人化検討委員会 (大分県)

大学を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、国際化の進展、産業構造や雇用形態の変化などによって大きく変化しています。それに伴い、大学に対する社会のニーズもますます多様化している中、昨年4月に国立大学が法人化するなど私立大学をも巻き込んだ激しい大学間競争の時代となり、各大学とも教育研究の活性化、運営の効率化などが求められています。

大分県においても、これまで、看護科学大学では大学院の設置など、また、芸術文化短期 大学では人文系学科の新設など、さまざまな活性化策が講じられておりますが、今後さらに、 新たな取り組みが必要となってきます。

このような状況の中、昨年4月に「地方独立行政法人法」が施行され、国立大学と同様に、公立大学も法人への移行が可能となりました。また、大分県では、将来に夢と希望を持つことのできる県政を実現するため、昨年3月に行財政改革プランを策定したところであり、このプランでは、県立看護科学大学と県立芸術文化短期大学の公立大学法人への移行等が検討項目の一つにあがっています。

こうした動きを受けて、昨年6月に、県庁内に県立大学等公立大学法人化検討専門委員会が、また、同7月に県内外の有識者による県立大学等公立大学法人化検討委員会が設置されました。検討委員会では、検討専門委員会での討議結果等をもとに、これまで6回にわたって委員会を開催し、二つの県立大学の今後の在り方と公立大学法人への移行について検討を進めてきました。

この報告書は、県立看護科学大学と県立芸術文化短期大学とが、特色ある大学として競争に打ち勝ち、また、地域に密着した大学として県民の皆さんの身近な存在であり続けるために、委員の方々からいただいた意見をもとに二つの大学の今後の在り方についてまとめたものです。

今回の報告で示した考え方が、さらに具体的に検討され、一日も早く法人への移行が実現 し、県民から真に高い評価を受ける大学へと変わっていくことを心から願っております。

平成17年1月31日

県立大学等公立大学法人化検討委員会 会長 嘉 目 克 彦

もくじ

(1) 少子化の進行 (2) 大学改革の推進 (3) 行財政改革の流れ 2 大学等の現状 11、 学校数 (2) 学生数 3 県立大学等の現状と課題 (2) 学生数 3 県立大学等の現状と課題 (2) 課題 日本理念と教育・研究面での取り組み (2) 教職員の教育・研究能力の向上 (3) 学生への支援 (4) 地域貢献 2 芸術文化短期大学の将来の在り方 (1) 基本理念と教育・研究能力の向上 (3) 学生への支援 (4) 地域貢献 (2) 教職員の教育・研究能力の向上 (3) 学生への支援 (4) 地域貢献 (5) 芸術系学科四年制への移行 正 改革の方向性	I	大学の現状と課題 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 1
2 大学等の現状 1 (1) 学校数 (2) 学生数 3 県立大学等の現状と課題 2 (1) 概要 (2) 課題 II 各大学の将来の在り方 4 1 看護科学大学の将来の在り方 4 1 看護科学大学の将来の在り方 4 (1) 基本理念と教育・研究能力の向上 (3) 学生への支援 (4) 地域貢献 2 芸術文化短期大学の将来の在り方 6 (1) 基本理念と教育・研究面での取り組み (2) 教職員の教育・研究面での取り組み (2) 教職員の教育・研究面での取り組み (2) 教職員の教育・研究能力の向上 (3) 学生への支援 (4) 地域貢献 (5) 芸術系学科四年制への移行 III 改革の方向性 8 1 法人制度の導入 8 (1) 大学改革の推進 (2) 公立大学法人制度の導入と教職員の意識改革 IV 公立大学法人の移行 10 1 法人の運営組織 (3) 教職員数・給与等 2 目標・評価 12 (1) 目標評価システム (2) 目標・計画 (3) 評価 3 財務会計 12 (1) 会計制度 (2) 財源措置 (3) 財産の運用・処分 (4) 自己収入・借入金		(2)大学改革の推進	
3 県立大学等の現状と課題 2 (1) 概要 (2) 課題 日本大学の将来の在り方 4 1 看護科学大学の将来の在り方 4 1 看護科学大学の将来の在り方 4 (1) 基本理念と教育・研究能力の向上 (3) 学生への支援 (4) 地域貢献 2 芸術文化短期大学の将来の在り方 6 (1) 基本理念と教育・研究面での取り組み (2) 教職員の教育・研究能力の向上 (3) 学生への支援 (4) 地域貢献 (5) 芸術系学科四年制への移行 日本 (5) 芸術系学科四年制への移行 日本 (5) 芸術系学科四年制の移行 日本 (7) 大学改革の推進 (7) 公立大学法人制度の導入と教職員の意識改革 日本 (7) 法人の運営組織・人事 1 (1) 法人の運営組織・人事 1 (1) 法人の運営組織・(1) 法人の運営組織・(1) 支持の基本 (2) 法人の運営組織 (3) 教職員数・給与等 (2) 目標・評価 1 (2) (1) 目標評価システム (2) 目標・計画 (3) 評価 (3) 財務会計 1 (1) 会計制度 (2) 財源措置 (3) 財産の運用・処分 (4) 自己収入・借入金		2 大学等の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
 日 各大学の将来の在り方 1 看護科学大学の将来の在り方 4 (1) 基本理念と教育・研究能力の向上 (2) 教職員の教育・研究能力の向上 (3) 学生への支援 (4) 地域貢献 2 芸術文化短期大学の将来の在り方 (1) 基本理念と教育・研究能力の向上 (3) 学生への支援 (4) 地域貢献 (5) 芸術系学科四年制への移行 Ⅲ 改革の方向性 8 (1) 大学改革の推進 (2) 公立大学法人制度の導入と教職員の意識改革 Ⅳ 公立大学法人への移行 1 法人の運営組織・人事 (1) 法人の運営組織 (3) 教職員数・給与等 2 目標・評価 (1) 目標評価システム (2) 目標・計画 (3) 評価 3 財務会計 (1) 会計制度 (2) 財源措置 (3) 財産の運用・処分 (4) 自己収入・借入金 		3 県立大学等の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 看護科学大学の将来の在り方 4 (1) 基本理念と教育・研究面での取り組み (2) 教職員の教育・研究能力の向上 (3) 学生への支援 (4) 地域貢献 2 芸術文化短期大学の将来の在り方 6 (1) 基本理念と教育・研究面での取り組み (2) 教職員の教育・研究能力の向上 (3) 学生への支援 (4) 地域貢献 (5) 芸術系学科四年制への移行 III 改革の方向性 8 1 法人制度の導入 8 (1) 大学改革の推進 (2) 公立大学法人制度の導入と教職員の意識改革 IV 公立大学法人への移行 10 1 法人の運営組織・人事 10 (1) 法人の基本 (2) 法人の運営組織 (3) 教職員数・給与等 2 目標・評価 12 (1) 目標評価システム (2) 目標・計画 (3) 評価 3 財務会計 13 (1) 会計制度 (2) 財源措置 (3) 財産の運用・処分 (4) 自己収入・借入金		(2) 課題	
(4) 地域貢献 2 芸術文化短期大学の将来の在り方 6 (1) 基本理念と教育・研究面での取り組み (2) 教職員の教育・研究能力の向上 (3) 学生への支援 (4) 地域貢献 (5) 芸術系学科四年制への移行 III 改革の方向性 8 1 法人制度の導入 8 (1) 大学改革の推進 (2) 公立大学法人制度の導入と教職員の意識改革 IV 公立大学法人への移行 10 1 法人の運営組織・人事 10 (1) 法人の運営組織・(1) 法人の運営組織 (3) 教職員数・給与等 2 目標・評価 (2) 法人の運営組織 (3) 教職員数・給与等 2 目標・評価 (3) 評価 (3) 評価 (3) 評価 (3) 財務会計 13 (1) 会計制度 (2) 財源措置 (3) 財産の運用・処分 (4) 自己収入・借入金	П	 1 看護科学大学の将来の在り方 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(4) 地域貢献 (5) 芸術系学科四年制への移行 III 改革の方向性 8 1 法人制度の導入 8 (1) 大学改革の推進 (2) 公立大学法人制度の導入と教職員の意識改革 IV 公立大学法人への移行 10 1 法人の運営組織・人事 10 (1) 法人の基本 (2) 法人の運営組織 (3) 教職員数・給与等 2 目標・評価 12 (1) 目標評価システム (2) 目標・計画 (3) 評価 3 財務会計 13 (1) 会計制度 (2) 財源措置 (3) 財産の運用・処分 (4) 自己収入・借入金		 (4) 地域貢献 2 芸術文化短期大学の将来の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1 法人制度の導入 8 (1) 大学改革の推進 (2) 公立大学法人制度の導入と教職員の意識改革 IV 公立大学法人への移行 1 0 1 法人の運営組織・人事 1 0 (1) 法人の基本 (2) 法人の運営組織 (3) 教職員数・給与等 1 2 (1) 目標評価システム (2) 目標・計画 (3) 評価 3 財務会計 3 財務会計 1 3 (1) 会計制度 (2) 財源措置 (3) 財産の運用・処分 (4) 自己収入・借入金		(4) 地域貢献	
1 法人の運営組織・人事 1 0 (1) 法人の基本 (2) 法人の運営組織 (3) 教職員数・給与等 1 2 (1) 目標評価システム (2) 目標・計画 (3) 評価 3 財務会計 3 財務会計 1 3 (1) 会計制度 (2) 財源措置 (3) 財産の運用・処分 (4) 自己収入・借入金	Ш	1 法人制度の導入 ····································	
(2) 法人の運営組織 (3) 教職員数・給与等 2 目標・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IV	1 法人の運営組織・人事	
 (1) 目標評価システム (2) 目標・計画 (3) 評価 3 財務会計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(2) 法人の運営組織(3) 教職員数・給与等	1 2
3 財務会計 13 (1) 会計制度 (2) 財源措置 (3) 財産の運用・処分 (4) 自己収入・借入金		(1) 目標評価システム(2) 目標・計画	
(4) 自己収入・借入金		3 財務会計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 3
	忿	(4) 自己収入・借入金	1 6

I 大学の現状と課題

1 大学を取り巻く環境

現在の社会経済状況は、少子高齢化社会の進行、グローバル化や高度情報化の進展、 産業構造や雇用形態の変化、国、地方における構造改革の推進など急速に変化しており、 大学に対して様々な影響を及ぼしている。

(1) 少子化の進行

少子化が進展し、全国の18歳人口は昭和41年の249万人をピークに増減を繰り返してきたが、最近では平成4年の205万人を境に減少を続けており、平成22年には、120万人に減少すると予想されている。また、大学志願者全員が入学できる大学全入時代も、従来の予想よりも2年早く、平成19年度に到来するとされ、各大学は優秀な入学者を確保し、大学としての態様を維持することが大きな課題となってきている。

大分県においても、出生数は、昭和23年の43,923人をピークに減少を続け、 平成15年には、10,213人となり、将来1万人を切ることも予測され、少子化の 進行が大学の運営に大きな問題となっている。

(2) 大学改革の推進

国においては、「国立大学の再編・統合を大胆に進める」、「国立大学に民間的発想の 運営手法を導入する」、「大学に第三者評価による競争原理を導入する」という大学の構 造改革の方針のもと、大学の活性化と魅力ある大学づくりを行っており、その一環とし て、昨年4月から、すべての国立大学が法人化された。

公立大学についても、昨年4月に地方独立行政法人法が施行され、優れた教育や特色のある研究に積極的に取り組むための一つの手段として法人化が可能となった。

(3) 行財政改革の流れ

地方行財政が厳しさを増す中、大分県においては、将来に夢と希望を持つことのできる県政を実現するため、昨年3月18日に行財政改革プランを策定したが、看護科学大学と芸術文化短期大学の公立大学法人への移行等についても、重要な検討課題の一つとなっている。

2 大学等の現状

(1) 学校数

全国では、平成11年から15年までの5年間で、大学は80校増加し、短大は60 校減少している。

県内では、大学は12年に立命館アジア太平洋大学が開学したが、15年に国立大分大学と国立大分医科大学が合併したため、学校数としては5校で増減はない。短大についても5校のまま推移している。

(2) 学生数

全国では、平成11年から15年までの5年間で、大学は102,876人増加し、 短大では127,790人減少している。 県内では、大学は看護科学大学、立命館アジア太平洋大学の開学で、1,627人増加しているが、短大では77人減少している。

3 県立大学等の現状と課題

(1) 概要

(H16.5.1現在)

名 称	看護科学大学	芸術文化短期大学				
学 長	草 間 朋 子	利 光 功				
所在地	大分郡野津原町大字廻栖野2944の9	大分市上野丘東1-11				
面積	土地 78,860㎡ 建物 16,992㎡	土地 71,555㎡ 建物 20,802㎡				
学 部	【学部】	【学科】				
学 科	○入学定員 80人	○入学定員 340人				
定 員	看護学部 80人	美術科 75人				
等	(3年次編入10人)	・音楽科 65人				
	○収容定員 340人	・国際文化学科 100人				
	○学生数 334人	情報コミュニケーション学科 1 O O 人				
	【大学院】	○収容定員 680人				
	○入学定員 8人	○学生数 770人				
	• 看護学科 8人	【専攻科】				
	修士課程 6人	○入学定員 27人				
	博士課程 2人	美術・音楽 27人				
	○収容定員 18人	○収容定員 27人				
	○学生数 15人	○学生数 40人				
教職員数	教員(学長を含む) 52人	教員(学長を含む) 46人				
	事務職員 13人	事務職員 13人				
決算状況	歳出 人件費 542, 249	歳出 人件費 604,068				
(15年度)	運営費 335,970	運営費 326, 357				
	計 <u>878, 219</u>	計 <u>930, 425</u>				
単位:千円	歳入 授業料 162,575	歳入 授業料 262,036				
	入学料 26,872	入学料 91,630				
	入学考査料 12, 109	入学考査料 15, 193				
	その他収入 10,789	その他収入 2,760				
	外部資金 13,140	外部資金				
	一般財源 652,734	一般財源 558,806				
	計 <u>878, 219</u>	計 <u>930, 425</u>				
年間授業料	520,800円	363,900円				
入 学 料	県内 232,000円 県外 332,000円	県内 169, 200円 県外 282, 000円				
入学考査料	大学 17,000円 大学院 30,000円	18,000円				

(2)課題

1) 看護科学大学

○教員の資質の向上と教員数の確保

卒業生の看護職としての実践能力をさらに高めるためのカリキュラムと、実習病院などの周辺環境に対応する実習体制を確立するため、教員の資質の向上を図る研修システムの体系化や教員の確保が必要である。

○看護学教育の進化

社会の変化に対応した新しい看護学教育において、継続教育による質の維持・向上のための卒後教育体制の整備と大学院修士課程における助産師教育と専門看護師の養成が課題となっている。

○教育・研究費の確保等

外部からの研究費の確保方法、年度を越えた予算執行や使途の柔軟さによる予算の効率化の検討が必要である。

○卒業生の活動分野の拡大

看護・保健学の高度な教育を受けた卒業生は、高齢化社会での保健・医療・福祉 の体制づくりに対する役割が大きくなり、一般行政分野への進出など活動分野の拡 大が課題となっている。

2) 芸術文化短期大学

○魅力ある大学づくり

少子化の進行や受験生の四年制大学志向等により、全国的に短期大学への進学者数は減少し続けているが、当大学も同様に受験者数が減少している。芸術系と人文系を併せ持つ公立の短期大学として、その魅力を生かした大学づくりが急務となっている。

○芸術系2学科の四年制移行

大分県は、朝倉文夫や滝廉太郎、園田清秀など優れた先人たちの美術・音楽における業績により、大正期から芸術教育に関する風土が醸成されていた。そうした中、昭和23年4月に全国初の新制芸術系高等学校として、大分県立別府第二高等学校が設立された。これは、平和のための教育として芸術教育の大切さを理解し、心の教育、教養教育を重視する大分県の教育理念の表れである。

昭和26年4月に県立別府緑丘高等学校と改称された同校に、昭和34年4月に修業年限2年の専攻科が設置され、さらに、高度な教育を望む声を受け、昭和36年4月、美術科と音楽科の2学科からなる大分県立芸術短期大学が創立された。

その後、大学進学者数の増加により、ほぼ3分の2が県外に流出していた短期大学進学者を県内に収容するため、平成4年、人文系2学科(入学定員200名)を増設し、名称も大分県立芸術文化短期大学と変更された。

しかしながら、短期大学における芸術系学科は、教育期間が短いことから芸術専門教育の充実を図ることが困難で、現代芸術の多様化・総合化に対応できないという指摘もあり、平成8年に「大分県立芸術系大学構想に関する報告書」として、「美術学科」、「芸術表現学科」、「音楽学科」による四年制大学化構想が提言された。しかし、厳しさを増す行財政状況などにより、現在に至るまで実現していない。

○教育・研究費の確保

大分県行財政改革プランの実施に伴う運営予算の縮減等の中にあっても教育研究 の活性化を図るため、外部資金の獲得などにより、教育・研究費の確保を図る必要 がある。

○施設・設備の老朽化対策

大部分の施設・設備は建築後30年を経過しており、老朽化は著しいものがある。 また、教育用設備についても旧式で故障しがちのものがある。今後、施設・設備の 大規模改修が必要となってくるが、そのための財源確保が課題となっている。

Ⅱ 各大学の将来の在り方

1 看護科学大学の将来の在り方

(1) 基本理念と教育・研究面での取り組み

1)教育理念

「看護学の考究」、「心豊かな人材の育成」、「地域社会への貢献」という建学の精神の下、地域の人々に愛される、地域に開かれた特色ある大学を目指す。

2) 教育面での取り組み

感性豊かで社会のニーズに適切に対応できる自律した看護職の育成を目標に、学生、教職員が一丸となって教育に取り組んでいるが、引き続き、学生の視点に立った教育を行い、大分県における看護教育・研究の拠点施設としての役割を果たすため、大卒看護職としてのスキルアップ、助産師教育の高度化などに積極的に取り組む。

大学院では、特定看護分野のスペシャリストである専門看護師(CNS)の養成に向けて取り組んでいるが、併せて認定看護師などの資格の取得支援等を行うことにより、県内の現任看護師のレベルアップにつなげていくことが重要である。なお、これらの資格は、現在、社団法人日本看護協会の認定となっていることから、国家資格化に向けて国に対し要望することが必要である。

また、看護師は、人とのつながり・関係が非常に大切な職業であるので、文化・芸術等にふれて総合人間力を高めるとともに、地域交流に積極的に取り組んで、地域の人々とふれあいを図ることが重要である。

さらに、平成15年度から文部科学省が実施している「特色ある大学教育支援プログラム」に応募し、採択されたが、今後もこれらの大学教育の特色化を図る制度に応募するなど、教育改善を積極的に推進していく。

3)研究面での取り組み

教員の研究に対する競争的な環境を整え、外部資金を獲得できる水準の高い研究成果をめざし、研究室間、大学間等で連携を図りながら、看護学の発展に役立つ研究を 積極的に進めていく。

- ①地域に密着した共同プロジェクトの推進
- ②科学研究費補助金(文部科学省、厚生労働省など)、委託研究費の確保
- ③水準の高い研究成果の産出

(2) 教職員の教育・研究能力の向上

海外研修制度などの活用により、教育・研究面での教員の視野の拡大、新たな課題の創出など教員の資質向上に努めるとともに、自己研鑽、自己啓発をさらに高めるため、以下の項目の充実を図る。さらに、第三者評価(認証評価)を積極的に受け、その結果を社会に公表していく。

- ①より多くの教職員の国内外での研修の充実
- ②教員としての質の定期的な評価(特に単科大学、小規模校として特徴ある評価システムの確立)
- ③国際交流・国際協力に積極的に参加することによる資質向上・視野の拡大

(3) 学生への支援

学生が安心して勉学に励むことができるようにするとともに、卒業生が新しい看護学の 情報を入手できる支援体制を整備する。

卒業生など現任看護師の専門性を高めるため、看護研究交流センターでの定期的な 研修システムを確立する。

- ①短期奨学金制度の導入
- ②卒業生に対する定期的な研修のシステム化
- ③ボランティア活動などのサークル活動の支援

(4) 地域貢献

1)産学官との連携

現在、(独) 国立環境研究所、(独) 放射線医学総合研究所、筑波大学、大分大学等との共同研究や、(財) 大分県産業創造機構の補助金等をもとにした民間企業との間で健康増進器具、コンピュータソフトの開発などのR and D (企業の研究開発) を進めているが、今後とも共同研究・開発を積極的に進める。

併せて、地域や関係団体に対する支援についても、専門的助言などを通じて積極的 に行う。

- ①企業と協力した看護・介護システムの開発
- ②産学の共同研究の実施
- ③学会、国・県などの委員会(審議会など)における専門家としての貢献

2) 地域社会との交流

公開講座、公開講義、看護国際フォーラム等の開催による現任看護職者の資質の向上や地域の人々の健康に対する関心・認識の高揚を図る。また、市町村合併を契機に、地元市町村の健康づくりに対する大学の支援(例えば「介護予防」を目指した支援)、大学の研究に対する地元市町村の支援など、相互の協力体制を強化する。

- ①健康支援活動を行う地域の拡大
- ②大学施設の開放(図書館に加えて、運動場、体育館、情報処理室など)
- ③現任看護職者(保健師、看護師、助産師)の支援

3) 国際交流・国際協力

国際交流・国際協力が、日本の医療・保健・福祉や看護・看護教育を見直す機会ともなっており、日本の看護・看護教育等の改善にも影響を与える効果を果たしている。

国際交流・国際協力は大学の特徴の一つであることを、受験生を含めて広く社会にアピールするために、大学の看護研究交流センターを拡充し、JICA等と協力して以下の活動を進める。

- ①大学院学生の国際協力による単位履修制度の確立
- ② O D A 活動に対する大学としての積極的な関与
- ③アジア地域の看護国際協力ネットワークの確立

2 芸術文化短期大学の将来の在り方

(1) 基本理念と教育・研究面での取り組み

1)教育理念

「地域社会のリーダーとなりうる人材の開発」、「独創的な感覚によって芸術文化の発展を担いうる個性豊かな人材の育成」、「積極的に自己開発を行いうる豊かで進取の気性に富んだ人間性の涵養」、「九州・中国・四国地区における研究・人材育成のセンター、東アジア地域の研究・人材交流のセンターとしての役割」、「県民の生涯学習・リカレント教育への積極的な対応」を重点とした教育・研究を目指している。

理念は、大学がどういう教育をどんな学生に対して行うのかという根本的な部分であり、大学の存在意義に関わる大きなテーマである。そういった基本的な理念をしっかりと持ち、それを実現するため教育内容等を常時見直していくことが重要である。

2)教育面での取り組み

芸術系学科と人文系学科とが相乗効果を発揮し、それぞれが互いに付加価値となるような教養教育の充実を図りながら、学生の個性を伸ばす多様な人材の育成を行う。

プロの演奏家や画家の育成も視野に入れつつ、通常の生活の場で幼児などに対して 指導を行う教育者や、地域で活躍する文化サポーターなど、具体的な目標に向けた人 材育成が必要である。

3)研究面での取り組み

- ①展覧会、リサイタル、論文発表や研究紀要の発行など研究活動の充実
- ②「共通研究費」の創設や科学研究費補助金をはじめとする助成金の活用による研究 活動の実施

(2) 教職員の教育・研究能力の向上

「ファカルティ・ディベロップメント(教職員の教育学的知識や技能を高める教育活動)」などを通じて、教育の質の向上に取り組む。

- ①自己評価及び学生による授業評価に基づく授業改善の実施
- ②教員の自己研修の推進
- ③海外派遣制度の活用

(3) 学生への支援

- ①多様な入試制度の導入等受験機会の増大による入学支援
- ②語学教育の選択制や習熟度等による個別指導などの学習支援の充実
- ③修学指導等を行う指導教員制の導入等による学生生活支援
- ④インターンシップの導入等による進路支援
- ⑤外国人留学生入試制度、社会人入試制度等による就学支援

(4) 地域貢献

1) 公開講座

芸術系と人文系の学科を有する本学の特色を生かして、子供から高齢者に至る県民各層のニーズに応じた公開講座として、絵画、陶芸、ピアノ等の公開レッスン、語学、

パソコン等の講座を継続して開催していく。

2) 作品展、演奏会等の開催

地域巡回演奏会・若さあふれるコンサート(音楽科)やオアシスひろば21におけるギャラリー事業(美術科)などを継続して開催していく。

特に、昭和61年度から実施している「地域巡回演奏会」が、平成16年度に文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム」に採択されたことを機に、アート・マネジメントをテーマにしたシンポジウムの開催を予定しており、このシンポジウムによって、大学と県芸術文化振興会議、その他県内の文化振興関係者との連携の強化を図る。

3) 社会人学生の受け入れと支援

現行の社会人入試制度、科目等履修生制度、聴講生制度をより一層拡充する。数年後にいわゆる「団塊の世代」の層が定年を迎えるが、この世代は、大学進学を断念した者も多く、今後有望な入学対象者である。社会人にとっては、資格が目的でなく、教育内容を重視することから、教授陣や講義内容について厳しい条件が付けられると思われるが、大きなマーケットであることは間違いなく、高校とも連携して幅広い受け入れを検討する。

4) ボランティア活動の支援

地域には、芸術関係など数多くの活動やイベントが行われており、学生や卒業生、 大学自体がそれらのイベント等に深く踏み込むなど、地域密着型で活動する。

5) 地域社会特講の充実とインターンシップ制度の拡充

県内で地域づくりに活躍している外部講師による地域社会特講の充実や、インターンシップ制度の拡充による学生の社会参加への支援を行う。

(5) 芸術系学科四年制への移行

全国の入学者数を平成4年度と平成15年度で比較すると、芸術系四年制大学では、 入学者数が4割増加している中、芸術系短期大学は志願者、入学者とも減少している。 これは、芸術系の高等教育機関には、高度で、充実したカリキュラムが求められてお り、短期大学より四年制大学を志向する学生が多いためと考えられる。また、受験者 数が全国的に減少しているという状況もあり、当大学の四年制への移行について、そ の可能性と手法等を引き続き検討する。

一方では、芸術系があること自体、地域にとって魅力であり、現状のまま活性化を 図ることもできるという意見もあり、全国唯一の芸術系公立短期大学という特徴を生 かし、短期大学だからできるというメリットを発揮していくことが必要である。

附属緑丘高校については、法人化された場合、附属関係は解消されることになるが、 芸術教育において一貫性は重要であり、学生の進学や教員の交流等の面で、密接な連携を保つ必要がある。

Ⅲ 改革の方向性

1 法人制度の導入

(1) 大学改革の推進

これまで述べてきたように大学を取り巻く環境は大きく変化し、大学にも様々な課題が生じている中で、将来の在るべき大学のすがたを実現していくためには、大学改革=大学の活性化が必要であり、今後「競争に勝ち抜く特色ある大学」、「地域に根ざした大学」、「効率的な運営のできる大学」づくりなどが求められる。

そのためには、大学の自主性が確立され、創意工夫が生かされる運営が行われるとともに、客観的な評価による自己管理や県民への説明責任を果たせる大学の透明性の確保などの制度改革が必要である。

(2)公立大学法人制度の導入と教職員の意識改革

しかしながら、現在、大学は県の行政組織の一部であり、教職員は地方公務員の身分を 有し、また、公会計予算であるなど法令等により規制されているため、大学による自主的 な運営には限界がある。

大学改革を推進していくためには、このような行政の制約から解かれ、予算・組織・人事など、幅広く、弾力的な運営が可能となる制度の構築が必要であり、これらを可能とする「公立大学法人制度」の導入が必要である。

法人制度のメリットとしては、「県から独立した組織による自主性の確立」、「非公務員化による人事の活性化」、「目標評価制度による的確な運営管理」、「企業会計原則による弾力的な経営」などが挙げられる。

法人化を契機に、大学の在り方について教職員一人ひとりが主体的に考え、大学運営に対する教員と事務職員の意識の向上と両者の緊密な連携が図れる教職員の意識改革が重要となる。

法人化による具体的な制度については、9ページの表「公立大学法人と県立大学との比較」のとおりである。

公立大学法人 現 状(県立大学) ◆大学の自主性が確立され、大学の創意 ◆大学の主体性には配慮されているが、 工夫を生かした運営ができる。 一般の県の機関と同じ位置付けであり、 ◆法人トップを中心とした組織体制の確 同様の規則等により一定の規制を受け 立により透明性の高い、迅速で柔軟な 組 る。 織 意思決定ができる。 ◆組織、人事、予算などの重要事項につ ◆権限と責任の明確化による機動的で積 いては大学に決定権はなく、自主性、 業 務 極的な運営ができる。 自立性に欠ける。 ◆学外者の登用により幅広い視野から大 学を運営できる。(民間的発想の導入 や学外からのチェック機能が働くなど) ◆多様な採用形態の導入により、人的資 ◆公務員としての身分を有し、地方公務 源を弾力的に有効活用できる。 員法等の法令が適用されるため、任用 ◆兼職・兼業の規制緩和及び勤務形態・ 形態や兼職・兼業の制限などを受ける。 人 勤務時間管理の弾力化により、教職員┃◆教職員数は条例で規定され、他の県職 事 の活動の活性化が図れる。(地域貢献 員と同様に定員管理の対象となる。 ◆給与制度は画一的で、業績評価は反映 制 や産学官連携など) 度 ◆業績評価を反映した独自の報酬・給与 されていない。 制度が設定できる。 ◆事務職員は一般の県職員の人事異動の ◆専門事務職員の養成により、教員と事 中で行われており、大学専門職員は育 務職員の連携協力による運営体制が確 ちにくい。 立する。 ◆「目標→計画・実行→評価→業務運営 ◆大学による個別の見直しは随時行われ への反映」システムの導入により、大 るが、中長期にわたる目標や計画の策 目 学の役割の明確化と魅力ある大学づく 標 定が制度化されていない。 ◆教育・研究等に関する自己点検・評価 評 りが推進される。 ◆中長期にわたる研究環境が実現できる。 などが行われているが、客観的な評価 価 ◆第三者評価による教育研究の質の向上 や評価結果の反映の仕組みができてい と競争的環境の醸成が図れる。 ない。 ◆目標、評価結果等の情報公開による説 ◆大学の取り組み等が県民にわかりにくい。 明責任が確保される。 ◆大学運営に経営的な感覚の導入が図れる。 ◆柔軟な予算執行が制限されている。 (年 ◆使途が制限されない運営費交付金によ 度を越える事業費の予算化、年度途中 財 の新規事業の予算化、他事業からの流 務 り、効率的な経費の執行ができる。 会 ◆企業会計原則の導入による予算執行の 用など) 弾力化と説明責任の向上が図れる。 ◆自己努力による増収等が教育研究等に 計 ◆独自収入等を財源とした教育研究への 反映されにくい。

積極的な取り組みが推進される。

IV 公立大学法人への移行

1 法人の運営組織・人事

(1) 法人の基本

①法人と大学

国立大学法人は1法人1大学だが、公立大学法人は、各地方公共団体の判断により、1法人で複数大学を設置することも可能となっている。

本県の両大学の場合、設置目的や経緯が大きく異なっており、また、互いに距離 も離れていることから、1法人1大学が適当である。

(2) 法人の運営組織

①法人の役員

ア 理事長と学長

国立大学法人は、同じ人物が兼ねているが、公立大学法人は、別に置くことも可能となっている。

一体型の場合、経営と教育研究の円滑な運営が可能となり、最高責任者としてリーダーシップを発揮しやすい反面、学長=理事長として負担が大きくなること、分離型の場合、理事長に経営の専門家の登用が可能となり、経営と教育研究の役割分担が明確となる反面、経営と教育研究面の調整が必要となり、また、人件費が増加するなどのメリットとデメリットがある。

本来、経営と教育研究とは別の専門分野であるが、本県では、法人の総合的、 機動的運営を図るため、また、両大学の規模からも、両面に見識を持つ人物に よる兼務が望ましいと思われるが、その時どきの実態に応じて対応していくこ とも必要である。

また、設立時の理事長(=学長)は、知事が任命することになっているが、 大学側の意見を聴くことが必要と思われる。

イ 役員

理事長のほか、理事、監事を置く必要があるが、人数の規定はない。国立大 学法人の単科大学及び短期大学の理事数は、非常勤1人を含む3人である。

本県では、機動的な運営を図るため理事を3人とし、うち少なくとも1人は、 大学の健全かつ効率的な運営や地域との連携強化に資するため、非常勤の学外 者とすべきである。

また、理事は分野別の担当制とし、責任体制を明確化することが望ましい。 さらに、事務局長を総務担当の理事とするなど、事務組織と役員会の連携を 図ることが望ましい。

なお、理事長が学長を兼ねる場合は、副理事長の設置は任意である。

ウ役員会

法律上設置は任意であるが、後述の両審議機関で審議した事項のうち、特定の重要事項を諮るなど、理事長の権限の補佐、理事長の重要事項を決定する際の適正な意思決定の担保等の役割は重要であり、設置することが適当である。

②審議機関

ア 経営審議機関

財務会計、組織、職員配置、給与など、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、法律上必置となっており、構成は、理事長、副理事長その他の者とされ、国立大学法人では、学外者を半数以上含むこととされている。

本県でも、学外者を含むことが望ましいと考える。

イ 教育研究審議機関

教育課程、教育研究組織、教員人事など、大学の教育研究に関する重要事項 を審議する機関として、法律上必置となっている。

構成は、学長、学部長、その他の者とされているが、全学的な視点から実質的な審議ができるような工夫が必要である。

ウ 教授会

学校教育法の規定により引き続き設置されるが、審議事項は学生の入退学や 学部の教育課程編成など教育研究に関することに限定され、教育研究審議機関 との連携が必要である。

エ 意思決定の仕組みの構築

以上のような役員会、審議機関は、経営と教育研究の総合的で機動的な運営を図るために設置するものであるが、例えば、国立大学法人の経営と教育研究の審議機関は、議決権はなく審議のみとなっており、運用上立場が明確でない。役員会と両審議機関との役割分担、教育研究審議機関と教授会との役割分担は、定款等で明確に規定しておく必要がある。

③事務局組織

事務職員は、法人が独自に採用することができる。専任職員か設立団体職員の受け入れか、また、受け入れる場合の比率、人事硬直化回避策など、将来を見据えた事務職員の採用、育成等の計画が必要である。

事務職員は、大学運営全般にわたる専門性を有することが必要となる。教学組織と事務組織との垣根を取り外して連携を強化し、事務職員が大学運営に積極的に参画していくことが重要になる。また、企業会計導入のため、企業会計に関する専門性も必要となる。

(3)教職員数·給与等

①教職員数

教職員数については、教育研究や業務の内容に照らして、常に適正な人員配置となるよう留意する必要がある。

②役員報酬

その役員の業績が考慮されるものであることが必要であり、県職員給与や国立大学法人等の役員報酬等を考慮して定めるべきである。

③職員給与

その職員の勤務成績が考慮されるものであることが必要で、支給基準は、法人 の業務実績と社会情勢を考慮して定めるべきである。個々の職員の業績評価制度 を設けることについては、教員のみに設けられている場合が多いが、事務系職員 においても検討すべきである。ただし、その場合、教員とは別の制度として構築 する必要がある。また、県からの派遣職員については、県の評価制度等との調整 も必要になると思われる。

また、県の交付金により運営されるため、適切な報酬、給与体系が必要であり、 身分移行職員の設立団体在職期間の退職手当相当分の財源措置については、事前 に方針を固めておく必要がある。

2 目標·評価

(1) 目標評価システム

独立行政法人制度の根幹をなすものとして、「目標→計画・実行→評価→改善」というサイクルを義務づけており、このサイクルが順調に回っていくことにより、教育研究の質の向上や業務の効率的運用を図ることができることとされている。

この評価システムには、公表制度が設けられており、県民に対する説明責任を果た していくということが明確化されている。

システムに携わる3つの主体である「知事」、「大学」、「評価委員会」が連携を取る必要があり、また、大学側では、教職員全員の参加による組織的な仕組みを作ることが望ましい。

(2) 目標・計画

知事は期間6年の中期目標を立てるが、その際に大学の意見を聴いて作成する。中期目標は、その設定にあたって、評価委員会に諮り、議会の議決を経る必要がある。 大学は、中期目標に沿って中期計画を立てる。計画は知事の認可を受け、公表することとなる。

目標・計画は、前例を踏襲するばかりでなく、常に教育理念を念頭に大学自身が検証し、定期的に見直しを行うことが重要である。

また、これらは、できる限り数量的なものを中心に設定すべきである。数量で表しにくい分野もあるが、県民にわかりやすい具体的な目標・計画とする必要がある。

(3)評価

独立行政法人評価委員会が県の附属機関として条例で設置され、この委員会は中期 目標期間及び毎年度の業績を評価し、知事に報告することとなっており、この評価に 基づいて知事が次期目標を定めることになる。なお、中期目標に係る教育研究の評価 については、認証評価機関の評価を踏まえるとされている。

大学を巡る評価には、自己評価(組織評価)、法人評価(大学評価)、認証評価、職員評価の4つがあり、それぞれ準備等には多大な労力を費やすことになることから、今後、評価項目を設定する法人評価等については、必須である認証評価の評価項目に合致した項目設定が必要である。また、特殊な分野の大学では、ピア・レビュー(専門家による評価)が重要となる。

また、評価結果については、運営費交付金の増減に適切に反映されることが運営努力への意欲を高めると思われる。

3 財務会計

(1)会計制度

官庁会計から企業会計に移行し、また、単年度予算から複数年度の予算執行が可能となる。地方独立行政法人会計基準を第一の基準とし、これに定めのないものは企業会計原則を適用されることとなることから、会計規程及び財務会計システムの整備を確実に行い、企業会計に関する研修・システムの試験運用についても十分に時間を確保して実施する必要がある。

(2) 財源措置

県は、法人業務の財源として必要な金額の全部または一部を運営費交付金として交付するが、交付金の具体的な算定基準は、教育研究活動などを的確に分析し、業務の確実な実施、運営効率化の実現の視点から検討する必要がある。現状では、経営努力によって授業料等独自収入を増やしても増収分が大学に残らないので、そういった経営努力に関する意欲の喚起が必要となる。また、施設整備は、設置者である県がその経費を負担することが必要である。

(3) 財産の運用・処分

県は、資本金の額の2分の1以上に相当する資金、その他の財産を出資することとなっており、この規定に基づいて、法人に土地と建物を出資することになる。法人の余裕金の運用方法には制限があり、一定の確実な方法をとる必要がある。また、条例で定める重要な財産を譲渡し、担保にするときは知事の認可を受ける必要がある。

(4) 自己収入・借入金

授業料等の料金の上限は、知事が議会の議決を経て定める。大学は、公立大学の役割を考慮し、国立大学法人の動向等を踏まえて料金を設定する。将来的には、入学志願者の動向や所要経費に応じて学費の値上げも検討すべきと思われる。また、定員増や入学志願者の増加による収入増も検討や取り組みを進めるべきである。

科学研究費補助金など競争的研究資金、受託研究収入などの外部資金を導入して財源の多様化を図り、自己財源の確保に努める必要がある。

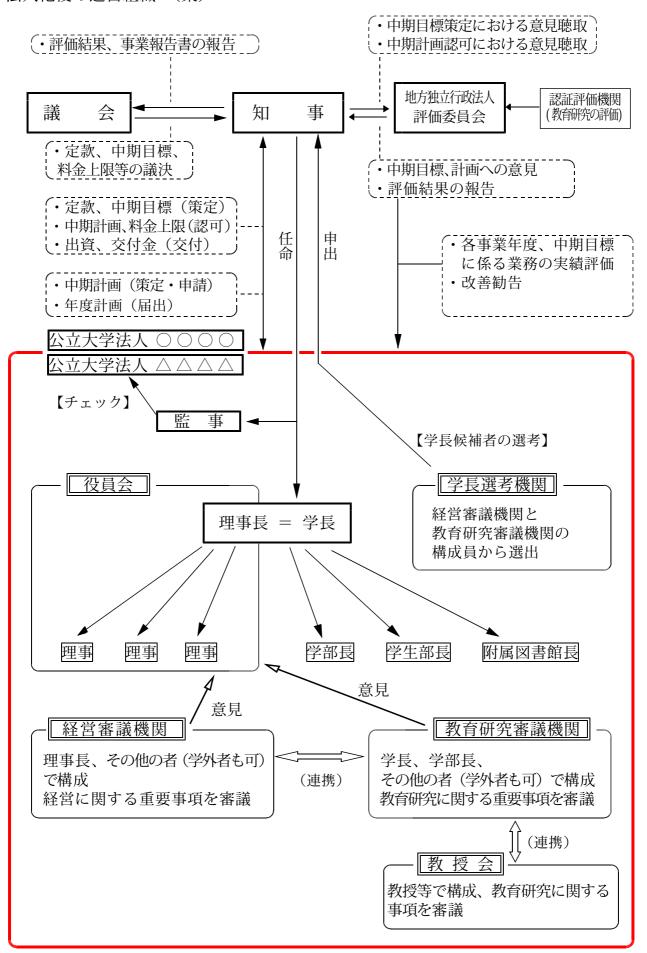
しかしながら、経営面のみにとらわれて、大学における教育・研究の本来の在り方 を見失うことのないよう留意することが大切である。

大学は、独自に長期借入金及び債券発行はできず、県からの借り入れに限られているため、その借り入れルールについて検討する必要がある。

☆その他参考とすべき意見

- ・法人化の最大の目的は、行政への依存を排除し、自己責任で自立をさせ、活性化することである。今までの体制で意識改革ができれば法人化する必要はないが、それができないから法人化するということである。
- ・県が設置者としての責任を果たす関与体制づくりが必要である。
- ・県が、また、県民がこの大学にどれだけのお金を投入する気があるのかということが大切である。総論的にはあった方がいいのは確かだが、お金とのバランスをどう捉えるのかということ。
- ・教員の任用に際して評価制度や任期制、年俸制の導入などは、法律の規定をはじめ様々な制 約があり、クリアしなければならない課題が発生すると考えられるが、改革のチャンスとし てとらえるべきである。
- ・将来構想については、既成の組織編成等にこだわらず、柔軟に考えるべきである。
- ・立命館アジア太平洋大学が進出して、京都の本部から広報誌が来るようになった。県内各所で、県民の目に触れている。それで大学の教授陣を知り、大学の本当の理念が理解されていく。大学でそういうフリーペーパー的なものを発行して、地域に情報を発信することも一方策である。
- ・法人化後の大学にとって、同窓会の存在は非常に重要になる。担当の役員を置いて、連携を 図っている大学も増えている。

法人化後の運営組織 (案)



参考資料

県立大学等公立大学法人化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分県立看護科学大学及び大分県立芸術文化短期大学(以下「県立大学等」という。) の公立大学法人化等今後の在り方について検討するため、県立大学等公立大学法人化検討 委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の事務)

- 第2条 委員会は、次の事項について調査検討し、その結果を県に報告する。
 - (1) 県立大学等の公立大学法人化に関すること
 - (2) 県立大学等の改革等の取組みに関すること

(委員等)

- 第3条 委員会の委員は、今後の大学の在り方について識見を有する者の中から知事が委嘱する。
 - 2 設置者及び県立大学等の意見を聴くため、委員会に特別委員を置くことができる。
 - 3 委員の任期は、前条に規定する報告を行うまでとする。

(会長)

- 第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 2 会長は、会務を総理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
 - 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
 - 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、大分県生活環境部青少年・学事課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に 諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

県立大学等公立大学法人化検討委員会 委員名簿

(五十音順)

	所属機関等名	役 職 名	j	氏	名	1
1	別府アルゲリッチ音楽祭組織委員会	総合プロデューサー	伊	藤	京	子
2	大分合同新聞社	特信局次長兼文化部長	可	兒	敦	彦
3	株式会社佐伯建設	代表取締役社長	Ш	崎	裕	_
4	社団法人大分県看護協会	会長	坮	賀	和	枝
5	社団法人大分県医師会	会長	嶋	津	義	久
6	株式会社大分銀行	社会貢献室参与	内	藤	三村	支子
7	日本看護連盟	会長	見	藤	隆	子
8	NHK大分放送局	放送部副部長	湯	Ш	英	俊
9	国立音楽大学	理事長	吉	田	泰	輔
10	大分大学	副学長	嘉	目	克	彦
11	株式会社トキハインダストリー	代表取締役社長	渡	邉	正	光

〈特別委員〉

	所属機関等名	役 職 名	氏	名
1	大分県	副知事	石 川	公 一
2	大分県	生活環境部長	齋 藤	哲
3	大分県立看護科学大学	学長	草間	朋 子
4	大分県立芸術文化短期大学	学長	利 光	功

県立大学等公立大学法人化検討委員会 開催経過

平成16年 7月26日 第1回 県立大学等の現状と課題について

9月28日 第2回 看護科学大学の在り方について

10月19日 第3回 芸術文化短期大学の在り方について

11月 5日 第4回 公立大学法人への移行について

12月16日 第5回 芸術文化短期大学の教育理念について

公立大学法人への移行について

平成17年 1月20日 第6回 報告のまとめ

県立大学等公立大学法人化検討専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分県立看護科学大学及び大分県立芸術文化短期大学(以下「県立大学等」という。) の公立大学法人化について検討するため、県立大学等公立大学法人化検討専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の事務)

- 第2条 委員会は、公立大学法人化に係る次の事項について検討する。
 - (1)組織・人事に関すること。
 - (2) 目標・評価に関すること。
 - (3) 財務会計に関すること。
 - (4) その他法人移行に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 生活環境部審議監
 - (2) 青少年・学事課の職員
 - (3) 看護科学大学の教員及び事務局員
 - (4) 芸術文化短期大学の教員及び事務局員
 - 2 委員会に会長を置き、生活環境部審議監をもってあてる。

(分科会)

- 第4条 委員会に次の分科会を置く。分科会は第3条に掲げる者をもって構成する。
 - (1)組織・人事検討班
 - (2)目標・評価検討班
 - (3) 財務会計検討班

(会議)

- 第5条 委員会は必要に応じて会長が招集する。
 - 2 委員会の会議は、必要に応じて合同会議、あるいは分科会によることができる。

(事務局)

第6条 事務局は大分県生活環境部青少年・学事課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は事務局が定める。 附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

県立大学等公立大学法人化検討専門委員会検討班メンバー表

組織・	人事検	討班

所 属 名	職名	氏 名	職名	氏 名
看護科学大学	教授 (学生部長)	河島 美枝子	総務課主幹	小手川 元晴
芸術文化短期大学	教授 (学生部長)	佐藤 淳介	次長兼総務課長	首藤 幸三
青少年・学事課	主幹	今仁 淳一	主査	隅田 妙子

目標・	評価検討班

所 属 名	職名	氏	名	職名	氏	名
看護科学大学	教授 (附属図書館長)	甲斐倫	明	教務学生課長	三浦	始
芸術文化短期大学	教授 (美術科長)	中川惠	雄	教務学生課主査	山口	淳 史
青少年・学事課	課長補佐兼 県立大学係長	戸田 太	治			

財務会計検討班

36.1 J/J T	A H I 19	CHIPT													
所	属	名	Ą	敞	名			氏		名	職	名	氏		名
看護科	学大	学	教授	(看	護学部	長)	粟	屋	典	子	総務課主	查	平川	[1	夋 助
芸術文	化短				報コミン学科		吉	良	伸	_	総務課副	主幹	徳永	(-	一裕
青少年	• 学	事課	主任				Щ	上	þ						

県立大学等公立大学法人化検討専門委員会 開催経過

平成16年	6月	8日	第1回	合同会議
	7月	8日	第2回	組織・人事班
			第2回	目標・評価班
	7月	9日	第2回	財務会計班
	8月2	3日	第3回	組織・人事班
	8月2	4日	第3回	目標・評価班
	8月2	6日	第3回	財務会計班
	9月2	1日	第4回	組織・人事班
	9月2	2日	第4回	目標・評価班
	10月	7 日	第5回	合同会議